

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

(個人事業者用)

1. 受注者は、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告します。報告を受けた発注者は、その記録（受注者の氏名を含む）を確認及び保存するものとします。

また、技術基準に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行います。

 - (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下、定期点検といたします。）
 - (2) 電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行います。
 - (3) 中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、作成及び手続きの助言等
 - (4) 法令に基づく立入検査への立会い
 - (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
 - (6) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。
 - (7) その他、受注者がこの契約を履行するために必要な事項
2. 前項第1号に定める定期点検の種類及び頻度は別表「点検基準」のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行います。
3. 第1項第5号に定める工事期間中の点検は、別表「点検基準」に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行います。
4. 受注者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施します。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる電気工作物であって、受注者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が受注者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではありません。
 - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
 - ①建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - ②消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ③労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - ④機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械等）

- ⑤内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な電気工作物
 - ①立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - ②情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ③衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - ④機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - ⑤立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

5. 別表「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施します。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することがあります。
- (2) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施します。ただし、信頼性が高く、かつ、別表「点検基準」と同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、発注者、受注者協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとします。また、年次点検は当該月の月次点検を含みます。
- (3) 前項の信頼性が高いとは次の要件を満足するものとします。
 - ・経済産業省告示第249号第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないもの
- (4) 第1項の別表「点検基準」と同等と認められる点検とは、前項の要件をみたしていることを確認するとともに、同別表備考において示した点検をいいます。
- (5) 定期点検のための執務時間は、別表「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とします。
- (6) 定期点検時には別表「点検基準」に記載の点検のほか、発注者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行います。

6. 絶縁監視装置を設置している事業場

- (1) 点検は、別表「点検基準」のとおり実施します。
- (2) 警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとします。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、漏えい警報といいます。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受注者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとします。
- (3) 受注者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存します。